

新年を迎えて

農林水産省農産園芸局植物防疫課 さい 齋 とう 藤 のぼる 登

平成12年の新年を迎え、読者の皆様に新春のお慶びを申し上げます。本年は西暦2000年と新たなミレニアム(千年紀)を画する年に当たります。新たな時代を切り開いていく節目の年として、植物防疫の世界においても、皆様とともに意義ある年としてまいりたいと考えております。

現在、新基本法に基づく施策の具体化を図るため、「食料・農業・農村基本計画」を平成11年度中に策定する作業が進んでいます。その基礎となる「農政改革大綱及び農政改革プログラム」が、一昨年12月に定められており、大綱の中では、国内農業生産を基本とした食料の安定供給の確保と併せて、農業の自然循環機能の発揮が主要項目に挙げられています。これに関連して、新基本法に併せて制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」においては、化学的に合成された農薬の使用を減少させる効果の高い技術が、持続性の高い農業生産方式の要件の一つとなっています。このため、より環境負荷の少ない農業推進の観点から、化学農薬使用に多くを求める現状の防除のあり方について、見直しが求められているところです。

国内防除：このような中、国内防除対策の今後のあり方については、一昨年12月に「植物防疫事業の運営改善に関する検討会」において中間的に取りまとめられています。本まとめでは、地域や産地ごとにきめ細かな適用が可能な発生予察手法の提供をはじめ、それに基づく病虫害防除指導の環境と調和したものへの転換について述べられており、経済的要防除水準の設定、さらには生物的防除、物理的防除等の多様な防除技術の積極的な活用が必要とされています。

このため、各県の病虫害防除所においても、農業生産の安定を図りつつ、環境への負荷が極力少ない防除を推進していくことが求められています。この両者を同時に達成することは困難な面も多く、短期間にできるものではないのですが、目標に一步一步近づいていくため、現地指導を担当する普及センター、JA等の関係者に対する病虫害防除所の活動は、より地域に密着したものとして見直していくことが必要となっています。現在進めている病虫害防除所の運営に関する担当者間での議論を踏まえ、今後示すこととなる具体的運営方向に従い、着実な取り組みを進めていくことが期待されています。

農薬：農薬が、農業生産にとって、なくてはならない生産資材の一つであることに何ら変わりはありません。環境保全に配慮することは当然の前提ではありますが、農薬の適正な使用は効率的な防除に不可欠です。

しかしながら、最近ではダイオキシン問題や内分泌かく乱物質(いわゆる環境ホルモン)問題等への適切な対応が必要となっています。ダイオキシン問題に関しては、従来から登録検査の段階でダイオキシン類が含まれないことを厳しくチェックしてきておりますが、現在、最新の技術水準下での再確認作業を進めております。また、新たな課題である内分泌かく乱物質問題については、OECDを中心として各国が協力しながら、知見の集積やスクリーニング試験法の確立のための取り組み等が進められています。農林水産省においても関係省庁と連携しつつ、必要な調査研究や技術確立に鋭意取り組んでおります。

今後の農薬行政の推進にあたっては、適切な情報の開示に努め、国民の理解を得ながら、関係機関や関係業界とも連携を密にしつつ、必要な施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

国際的ルールに基づいた植物検疫：植物検疫の分野においても、諸外国からの輸入解禁要請の増加、WTO/SPS協定(衛生植物検疫措置の適用に関する協定)における各種国際ルール作りや、それに整合した我が国植物検疫体制の整備等の課題が山積している状況にあります。植物検疫における国際的な基本的認識は、「科学的根拠に基づく検疫措置の策定と実行」ということであり、我が国においても国際ルールを尊重しつつ、また世界の動きを注視し、その上で我が国の考え方を主張していくこととしております。また、手続きの透明性を高めるため、諸外国からの解禁要請等については、要請があった時点のみならず、解禁手続きの進捗状況などを公表していくことといたしました。

このように、植物検疫の実施に当たっては、透明性のある手続きを踏まえ、今後とも科学的根拠のある技術的な措置をもって、病虫害の海外からの侵入の脅威から我が国農業を守るとの基本原則の下で、全力を尽くしてまいりたいと考えております。

以上述べましたように、各分野それぞれたくさんの課題がありますが、皆様と力を合わせて一つ一つ解決し、21世紀の植物防疫を作りあげてまいりたいと考えております。